

1 . 景観資源の保全・活用に関する基本的考え方

個性豊かで魅力的な都市景観の形成をすすめるには、建築行為等の誘導とともに都市を構成する様々な要素の景観的な質を高め、これらを核とした都市景観の形成に取り組んでいくことが必要です。

このため、都市の骨格を構成し、都市景観の形成上特に重要な公共施設（道路、河川、都市公園等）や地域の個性を印象づける建造物や樹木などを積極的に景観重要公共施設[#]・景観重要建造物[#]・景観重要樹木[#]に指定し、その保全・整備に取り組みます。

また、都市景観を形成する重要な要素のひとつである屋外広告物の表示等の考え方を示し、適正な規制・誘導に取り組みます。

第2章 都市景観形成の基本方針をもとに、都市の骨格となる公共施設の整備、各地域に点在する景観資源の保全や活用、屋外広告物の適正な誘導による都市景観の形成の具体的な方針を以下に定めます。

2 . 景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項

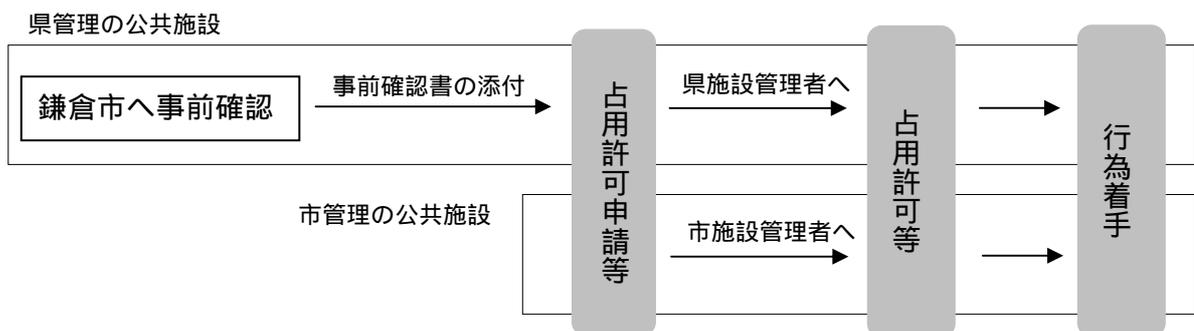
1) 景観重要公共施設の指定等

良好な都市景観の形成をすすめるにあたっては、行政が先導的役割を果たすことが必要です。このため都市の骨格を構成し、景観形成上特に重要な公共施設（道路、河川、都市公園等）を景観重要公共施設に指定し、その整備に関する事項と占用許可等の基準を定めます。景観重要公共施設の整備においては、次に示す事項に基づき設計・施工をすることとします。占用許可等が必要な物件は、景観重要公共施設の占用許可等の基準に適合することが必要です。このため、県管理の公共施設の占用許可申請等を行うにあたっては、事前に市の確認を受けてください。

表 景観重要公共施設の名称・対象 は、県管理の公共施設

名称	対象
海浜ベルト	国道134号、鎌倉海岸(腰越海岸から材木座海岸、地先水面を含む)、鎌倉海浜公園、腰越漁港
若宮大路ベルト	県道21号(県道横浜鎌倉:雪ノ下二丁目から由比ガ浜四丁目)
北鎌倉ベルト	県道21号(県道横浜鎌倉:小袋谷二丁目から雪ノ下二丁目) 県道302号(県道小袋谷藤沢:岡本二丁目から小袋谷二丁目)
柏尾川ベルト	柏尾川

図 占用許可の手続きのフロー



景観重要公共施設の占用許可等を受けた行為は、景観計画区域(特定地区を含む)内の行為届出は適用除外となります。

2) 景観重要公共施設別の整備方針及び占用許可基準等

1) 海浜ベルト

景観重要公共施設の名称

国道134号、鎌倉海岸(腰越海岸から材木座海岸、地先水面を含む)、鎌倉海浜公園、腰越漁港
景観重要公共施設の整備に関する方針

() 良好な都市景観の形成のための施設整備に関する方針(法第8条第2項第5号ロ)

「古都の歴史と都市の魅力を体感する美しい海浜イメージの創出」

海浜は、鎌倉の個性を印象づける貴重な資源で、7kmの長い海岸線は、古都景域と都市景域の景観の変化を感じさせる場所でもあります。旧別荘地や史跡が連なる海浜景観の保全・継承が求められる古都景域、住宅地や江ノ電沿線から江ノ島へ連続する新しい海浜イメージの創出が求められる都市景域、それぞれの地域特性を活かした都市景観の形成が求められます。このため、海浜ベルトでは「古都の歴史と都市の魅力を体感する美しい海浜イメージの創出」を景観形成のテーマとし、公共施設の整備にあたっては次に掲げる事項に積極的に取り組むとともに、土地利用類型別景観形成の方針・基準(特定地区内では、特定地区における景観形成の方針・基準も含む)への適合に配慮します。

方針1：美しい海浜景観の保全と創造

施設整備にあたっては、周辺の海浜や斜面緑地などの自然環境との調和に配慮した、規模、意匠、素材、色彩となるよう努めます。

工作物の設置にあたっては、自然素材の使用に努める。

その他の素材の使用にあたっては、彩度6を超える色彩を使用しない(特に信号柱等の線的な工作物の色彩は、ダークブラウン10YR2.0/1.0、防護柵等の面的な工作物の色彩は、小動(小動交差点)以東はグレーベージュ10YR6.0/1.0を、小動より西はオフホワイト10YR8.5/0.5を使用する)。

素材は美しい経年変化やメンテナンスを考慮し、また光沢のある素材、反射性のある素材の使用など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。

道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの、安全上やむを得ない場合を除く。

方針2：海浜の地域性を際立たせた連続景観・車窓景観の創出

施設整備にあたっては、地域特性を活かしながら、景観の連続性にも配慮します。

沿道景観を引き立たせるストリートファニチャーのデザイン的な配慮(透過性の高いものの使用等)

道路のビスタに配慮

公園、斜面緑地、沿道の住宅と一体となった緑化の推進・適正な維持管理

方針3：海辺の歴史と自然が融和した原風景の継承

施設整備にあたっては、点在する歴史的、景観的資源の保全とともに、それらを際立たせる工夫を行います。また、隣接市からの見え方も含め、豊かな自然環境が創り出している優れた眺望景観の保全に配慮します。

史跡等の歴史的資源の保全と活用

故事・伝承など地域固有の文化や歴史の継承

眺望点からの眺望に配慮

眺望点の整備

方針4：賑わいのある明るい海浜景観の創出

ポケットパークやベンチの整備、サイン計画の充実に取り組みます。また、公共施設間相互の調整により、魅力的な空間創出に配慮します。

屋外広告物の適正な規制・誘導

美しい公共サインの整備（鎌倉市公共サイン整備マニュアルの遵守）

公共施設間相互の調整による魅力的なオープンスペースの創出

（ ）良好な都市景観の形成のための施設別占用許可基準等

【景観重要公共施設の占用の考え方】

景観重要公共施設の占用許可にあたり、工作物等を設置する場合は、周辺のまち並みと調和するよう土地利用類型別景観形成の方針・基準（特定地区内では、特定地区における景観形成の方針・基準も含む）への適合に配慮します。

【景観重要公共施設の占用許可等の基準】

占用許可等の基準を以下に定めます。なお、景観計画が策定された際、既に存する工作物等、又は地中に埋設するもの等で、周辺の景観形成に影響のない工作物等はこの限りではありません。

景観重要道路における道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準

- ・工作物の形態意匠は、周辺の自然環境との調和や眺望点からの眺望に配慮し、彩度6を超える色彩を使用しないものとする。特に電柱等の線的な工作物の色彩は、ダークブラウン（10YR2.0/1.0）とする。

景観重要海岸における海岸法第7条第1項の許可の基準

- ・工作物の形態意匠は、周辺の自然環境との調和や眺望点からの眺望に配慮し、彩度6を超える色彩を使用しないものとする。特に電柱等の線的な工作物の色彩は、ダークブラウン（10YR2.0/1.0）とする。
- ・建築物の高さは屋外広告物（看板）を含め6.0メートル以下とする。
- ・建築物は平屋建てとする。
- ・建築物の基調色は彩度6以下とする。

景観重要公園における都市公園法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可の基準

- ・工作物の設置は、周辺の自然環境との調和や眺望点からの眺望に配慮し、アイストップとなる場所など景観上重要な場所には設置しないものとする。
- ・工作物の形態意匠は、周辺の自然環境との調和に配慮し、彩度6を超える色彩を使用しないものとする。特に電柱等の線的な工作物の色彩は、ダークブラウン（10YR2.0/1.0）とする。

景観重要漁港における漁港漁場整備法第39条第1項の許可の基準

- ・工作物の設置は、周辺の自然環境との調和や眺望点からの眺望に配慮し、アイストップとなる場所など景観上重要な場所には設置しないものとする。
- ・工作物の形態意匠は、周辺の自然環境との調和に配慮し、彩度6を超える色彩を使用しないものとする。特に電柱等の線的な工作物の色彩は、ダークブラウン（10YR2.0/1.0）とする。
- ・建築物の高さは屋外広告物（看板）を含め6.0メートル以下とする。
- ・建築物は平屋建てとする。
- ・建築物の基調色は彩度6以下とする。

2) 若宮大路ベルト

景観重要公共施設の名称

若宮大路・県道21号(県道横浜鎌倉:雪ノ下二丁目から由比ガ浜四丁目)

景観重要公共施設の整備に関する方針

() 良好な都市景観の形成のための施設整備に関する方針(法第8条第2項第5号口)

「若宮大路をシンボルとした歴史的都市美観の形成」

若宮大路は、中世より鎌倉の都市軸として、市民や来訪者に親しまれてきた鎌倉の顔ともいえるシンボルロードです。若宮大路は古都景観地域の歴史的都市美観の形成をすすめていくうえでの核として、シンボル性を高めながら歴史や文化の感じられる風格のある整備が求められます。このため、「若宮大路をシンボルとした歴史的都市美観の形成」を景観形成のテーマとし、公共施設の整備にあたっては次に掲げる事項に積極的に取り組むとともに土地利用類型別景観形成の方針・基準(特定地区内では、特定地区における景観形成の方針・基準も含む)への適合に配慮します。

方針1: 歴史的景観資源の保全・創出

施設整備にあたっては、段葛や鳥居など点在する歴史的資源の保全とともに、それらを際立たせる工夫を行います。

史跡等の歴史的資源の保全と活用

故事・伝承など地域固有の文化や歴史の継承

街路樹の適正な維持管理

松並木の保全

方針2: 歴史的景観に配慮した参道空間の形成

施設整備にあたっては、沿道の歴史的景観との調和に配慮した、規模、意匠、素材、色彩となるよう努めます。

舗装(歩道)及び、ポラード#等の道路構造物は自然素材(御影石)の使用に努める。

その他の素材の使用にあたっては、色彩は以下のとおりとする(舗装を除く地上工作物)

二の鳥居より北側: グレイッシュグリーン(5G6.0/2.0)

二の鳥居より南側: ダークブラウン(10YR2.0/1.0)

「うるおいあるみちづくり事業」で修景整備された道路景観の維持に努めます。

素材は美しい経年変化やメンテナンスを考慮し、また光沢のある素材、反射性のある素材の使用など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。

道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの、安全上やむを得ない場合を除く。

ストリートファニチャーのデザイン的な配慮

方針3: 魅力的な道路空間の創出

ポケットパークやベンチの整備、サイン計画の充実により、歩いて楽しい道路空間の創出に取り組みます。また、適正な維持管理により魅力的な道路空間の維持に努めます。

道路のビスタに配慮

美しい公共サインの整備(鎌倉市公共サイン整備マニュアルの遵守)

公共施設(建築物)、公園等と一体的なオープンスペースの創出

道路緑化の推進

沿道住民等との協働による適正な維持管理

() 良好な都市景観の形成のための施設別占用許可基準等

【景観重要公共施設の占用の考え方】

景観重要公共施設の占用許可にあたり、工作物等を設置する場合は、周辺のまち並みと調和するよう土地利用類型別景観形成の方針・基準(特定地区内では、特定地区における景観形成の方針・基準も含む)への適合に配慮します。

【景観重要公共施設の占用許可の基準】

占用許可の基準を以下に定めます。なお、景観計画が策定された際、既に存する工作物等、又は地中に埋設するもの等で周辺の景観形成に影響のない工作物等はこの限りではありません。

景観重要道路における道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準

・工作物の形態意匠は、周辺の歴史的環境との調和に配慮し、色彩は以下のとおりとする。

二の鳥居より北側：グレイッシュグリーン（5G6.0/2.0）

二の鳥居より南側：ダークブラウン（10YR2.0/1.0）

「うるおいあるみちづくり事業」で修景整備された道路景観の維持に努めます。

3) 北鎌倉ベルト

景観重要公共施設の名称

県道21号(県道横浜鎌倉:小袋谷二丁目から雪ノ下二丁目)

県道302号(県道小袋谷藤沢:岡本二丁目から小袋谷二丁目)

景観重要公共施設の整備に関する方針

() 良好な都市景観の形成のための施設整備に関する方針(法第8条第2項第5号口)

「歴史的景観と都市景観が連続・連携するまち並みの形成」

主要地方道横浜・鎌倉線は、古都景域と都市景域を結ぶ景観の変化を感じさせる道路です。歴史的、文化的史実に彩られた場所と、新しい顔を創造していく場所が相互に交流、連携していくことが求められるこの道路沿道では、「歴史的景観と都市景観が連続・連携するまち並みの形成」を景観形成のテーマとし、公共施設の整備にあたっては次に掲げる事項に積極的に取り組むとともに土地利用類型別景観形成の方針・基準(特定地区内では、特定地区における景観形成の方針・基準も含む)への適合に配慮します。

方針1：古都景域と都市景域の連続性に配慮した都市景観の形成

施設整備にあたっては、自然環境やまち並みの変化との調和に配慮します。

美しい公共サインの整備(鎌倉市公共サイン整備マニュアルの遵守)

ストリートファニチャー等のデザイン的な配慮

道路のビスタに配慮

方針2：古都景域における歴史的・自然的環境に調和した都市景観の形成

施設整備にあたっては、歴史的環境との調和に配慮した、規模、意匠、素材、色彩となるよう努めます。

史跡等の歴史的資源の保全と活用

故事・伝承など地域固有の文化や歴史の継承

工作物の設置にあたっては自然素材の使用に努める。

その他の素材の使用にあたっては彩度6を超える色彩を使用しない。特に、ガードレール・防護柵などの色彩はグレーベージュ(10YR6.0/1.0)とし、信号柱などの線的な工作物の色彩はダークブラウン(10YR2.0/1.0)とする。

素材は美しい経年変化やメンテナンスを考慮し、また光沢のある素材、反射性のある素材の使用など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。

道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの、安全上やむを得ない場合を除く。

公共施設(建築物)、公園等と一体的なオープンスペースの確保

道路緑化の推進に努める。

沿道住民等との協働による適正な維持管理

方針 3：都市景域における街道筋にふさわしい都市景観の形成

施設整備にあたっては、背景となる山並み、ヒューマンスケールのまち並みと調和した、規模、意匠、素材、色彩となるよう努めます。

工作物の設置にあたっては自然素材の使用に努める。

その他の素材の使用にあたっては彩度 6 を超える色彩を使用しない。

素材は美しい経年変化やメンテナンスを考慮し、また光沢のある素材、反射性のある素材の使用など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。

道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの、安全上やむを得ない場合を除く。

公共施設（建築物）、公園等と一体的なオープンスペースの確保

道路緑化の推進に努める。

沿道住民等との協働による適正な維持管理

屋外広告物の適正な規制・誘導

() 良好な都市景観の形成のための施設別占用許可基準等

【景観重要公共施設の占用の考え方】

景観重要公共施設の占用許可にあたり、工作物等を設置する場合は、周辺のまち並みと調和するよう土地利用類型別景観形成の方針・基準（特定地区内では、特定地区における景観形成の方針・基準も含む）への適合に配慮します。

【景観重要公共施設の占用許可の基準】

占用許可の基準を以下に定めます。なお、景観計画が策定された際、既に存する工作物等、又は地中に埋設するもの等で周辺の景観形成に影響のない工作物等はこの限りではありません。

景観重要道路における道路法第 3 2 条第 1 項又は第 3 項の許可の基準

- ・工作物の形態意匠は、周辺景観との調和に配慮し、彩度 6 を超える色彩を使用しないものとする。特に古都景域に設置する電柱の色彩はダークブラウン（10YR 2.0 / 1.0）とする。

4) 柏尾川ベルト

景観重要公共施設の名称

柏尾川

景観重要公共施設の整備に関する方針

() 良好な都市景観の形成のための施設整備に関する方針（法第 8 条第 2 項第 5 号口）

「水を活かした魅力的な市街地景観の形成」

鎌倉を代表する河川であるとともに、大船と深沢の 2 つの拠点をつなぐベルトとして、魅力的な都市景観の形成が求められる柏尾川沿岸では、「水を活かした魅力的な市街地景観の形成」を景観形成のテーマとし、公共施設の整備にあたっては次に掲げる事項に積極的に取り組むとともに土地利用類型別景観形成の方針・基準（特定地区内では、特定地区における景観形成の方針・基準も含む）への適合に配慮します。

方針 1：水を活かした魅力的な空間創出

施設整備にあたっては、沿岸の緑化やスポット的な親水空間の創出を図るなど景観軸として河川を活かした魅力ある空間創出をすすめます。

フェンス等の工作物設置にあたっては彩度 6 を超える色彩を使用しない。

素材は美しい経年変化やメンテナンスを考慮し、また光沢のある素材、反射性のある素材の使用など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。

標識の表示面等、法令で定めのあるもの、安全上やむを得ない場合を除く。

河川沿いのビスタや斜面緑地への眺望の保全

方針 2：公共施設等と一体的な都市景観の形成

施設整備にあたっては、隣接する公共施設等と一体的な都市景観の形成に取り組み、周辺市街地の環境向上をめざします。

方針 3：車窓景観に配慮した都市景観の形成

施設整備にあたっては、丘陵の緑を背景に、魅力的な河川景観が連続するよう JR 東海道本線や湘南モノレールからの車窓景観を大切にします。

沿岸緑化の推進

沿岸住民等との協働による適正な維持管理

() 良好な都市景観の形成のための施設別占用許可基準等

【景観重要公共施設の占用の考え方】

景観重要公共施設の占用許可にあたり、工作物等を設置する場合は、周辺のまち並みと調和するよう土地利用類型別景観形成の方針・基準（特定地区内では、特定地区における景観形成の方針・基準も含む）への適合に配慮します。

【景観重要公共施設の占用許可等の基準】

占用許可等の基準を以下に定めます。なお、景観計画が策定された際、既に存する工作物等、又は地中に埋設するもの等で周辺の景観形成に影響のない工作物等はこの限りではありません。

景観重要河川における河川法第 2 4 条又は第 2 6 条第 1 項の許可の基準

- ・工作物の形態意匠は、周辺の自然環境との調和や眺望点からの眺望に配慮し、彩度 6 を超える色彩を使用しないものとする。